

地域振興費の手引

(令和 3年 4月改訂)



愛 南 町



目 次

I 本制度の概要

1. 制度の概要

(1) 概要 P 1

(2) 申請先・問合せ先 P 1

(3) 管内行政区一覧表 P 2

2. 地域振興費交付要綱

交付要綱 P 3

II 記入例

(1) 交付申請書 P 4

(2) 行政区加入世帯一覧表（参考様式） . . P 5

(3) 請求書（概算） P 6、7

(4) 実績報告書 P 8

(5) 請求書（精算） P 9

質疑応答 P10、11

愛南町地域振興費の概要

振興費の趣旨	地域住民の連帯感を育成し、住みよい地域社会の実現に向けて、その基盤となる行政区の活動の活性化の支援及び町と地域との協働を推進するため
補助対象	《行政区の区域》○管内行政区一覧表（P2）のとおり
補助対象事業	区が、良好な地域社会の維持及び形成を行うために必要とする経費
補助内容	《補助金額》 区に加入の世帯数に6,000円を乗じた金額を上限 （年度当初の4月1日現在の実加入世帯数） 《概算払》 交付申請額の70%以内 の額（交付申請書提出後） ※申請額が10万円以下の行政区は、全額交付も可 《精算払》 残り30% の額（実績報告書提出後）
地域振興費を充てることができない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教上の活動に関する経費 ・「わが里づくり事業」に要した経費 ・町から補助金を受けて実施した事業の補助金充当部分
年間日程	<p>《交付申請》4・5月中 交付申請書、行政区加入世帯一覧表（写し）及び請求書（概算）提出</p> <p>《概算払》5月中に振込（予定） 申請額の70%以内（地区名義口座へ） ※申請額が10万円以下の行政区は、全額交付も可</p> <p>《実績報告》3月末～4月上旬 実績報告書、行政区決算書（写し）及び請求書（精算）提出</p> <p>《精算払》4・5月中に精算（概算払振込口座に）</p>

申請先・問合せ先

<p>●内海地域の行政区 〒798-3792 愛南町柏 390 番地 愛南町役場内海支所 TEL 85-0311</p>	<p>●一本松地域の行政区 〒798-4492 愛南町一本松 3535 番地 愛南町役場一本松支所 TEL 84-2211</p>
<p>●御荘地域の行政区 〒798-4195 愛南町御荘平城 3063 番地 愛南町役場御荘支所 TEL 72-1111</p>	<p>●西海地域の行政区 〒798-4292 愛南町船越 1289-1 番地 愛南町役場西海支所 TEL 82-1111</p>
<p>●城辺地域の行政区 〒798-4196 愛南町城辺甲 2420 番地 愛南町役場本庁 総務課 TEL 72-1211</p>	<p>●その他 各地域の公民館 各管内の公民館（P2のとおり）</p>

管内行政区一覽表

地域 (行政区数)	担当課等	公民館名 (行政区数)	管内行政区
内海地域 (8)	内海支所	内海公民館 (3)	柏、柏崎、須ノ川
		魚神山公民館 (2)	魚神山、網代
		家串公民館 (3)	平簀、家串、油袋
御荘地域 (35)	御荘支所	平城公民館 (17)	平山、長洲、長崎、貝塚、八幡野、本町、寺新町、栄町、上町、馬場、下永ノ岡、上永ノ岡、節崎、馬瀬、和口1、和口2、深泥
		菊川公民館 (4)	菊川1、菊川2、菊川3、菊川4
		長月公民館 (4)	長月1、長月2、長月3、長月4
		赤水公民館 (3)	防城成川、赤水、高畑
		中浦公民館 (7)	尻貝、奥の谷、中の谷、高手、灘前、左右水、猿鳴
城辺地域 (60)	本庁 総務課	城辺公民館 (27)	太場、豊田、神越、中の谷、鼻、下長野、石井手、伊勢町、矢の町1、矢の町2、矢の町3、中町上、中町下、北裡、後1、後2、後3、清水、沖1、沖2、松本、久保、鳥越、中原、土居、三島団地、蓮乗寺
		久良公民館 (5)	日土、大寿浦、真浦、西真浦、新浦
		深浦公民館 (7)	東浜、中組、奥前、西浜、鼻前、鱈越、古月
		東海公民館 (5)	垣内、岩水、敦盛、柿ノ浦、大浜
		同(中玉分館) (2)	脇本、中玉
		緑公民館 (12)	梶郷上、梶郷下、大道上、大道下、檜床、樋口、西柳、岡、中緑、当時、下緑、左谷
		僧都公民館 (2)	僧都、山出
一本松地域 (8)	一本松支所	一本松公民館 (6)	増田、小山、中川、広見、満倉、一本松
		正木公民館 (1)	正木
		上大道公民館 (1)	上大道
西海地域 (16)	西海支所	西海公民館 (7)	越田、弓立、小浦、檜月、船越、久家、下久家
		福浦公民館 (6)	樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊
		西浦公民館 (3)	外泊、中泊、内泊

【手続は、本庁・各支所地域振興費担当と管内公民館で分担して行います。】

愛南町地域振興費交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民の連帯感を育成し、住みよい地域社会の実現に向けて、その基盤となる愛南町行政協力員及び行政区に関する規則(平成16年愛南町規則第6号)第3条に規定する行政区(以下「行政区」という。)の活動の活性化の支援及び町と地域との協働を推進するため、行政区に対し地域振興費(以下「振興費」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(振興費の使途)

第2条 振興費は、良好な地域社会の維持及び形成に資するため、行政区が自ら行う事業及び町と協働して行う事業に充てるものとする。

(振興費の限度額)

第3条 振興費は、毎年4月1日現在における行政区の加入世帯数に、6,000円を乗じて得た額を限度とする。

2 振興費の交付決定を受けた1つの行政区が、その交付決定を受けた年度内において複数の行政区になった場合には、当該複数の行政区に対し、当該年度中は、改めて振興費の交付を行わないものとする。

(交付申請等)

第4条 振興費の交付を受けようとする行政区の代表者は、地域振興費交付申請書(様式第1号)により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、交付を決定するものとする。

3 愛南町補助金等交付規則(平成17年愛南町規則第5号)第6条に定める補助金の決定の通知及び同規則第13条に定める補助金の確定の通知は、振興費の交付をもって通知したものとみなす。

(実績報告等)

第5条 行政区の代表者は、行政区の決算終了後30日以内に地域振興費実績報告書(様式第2号)及び地域振興費精算(概算)払請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(振興費の交付)

第6条 町長は、前条の規定により報告を受けた場合において、その報告に係る事業の内容が振興費の目的に適合すると認めるときは、交付すべき振興費の額を確定し、振興費を交付するものとする。

2 振興費の概算払を受けようとする行政区の代表者は、地域振興費精算(概算)払請求書を町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

記入例

●年●月●日

愛南町長 **清水 雅文** 様

行政区名 **愛南地区**

申請者 代表者住所 **愛南町城辺甲 2420**

氏 名 **愛 南 太 郎**



電話番号 **72-1211**

地域振興費交付申請書

愛南町地域振興費交付要綱第4条第1項の規定により申請します。

なお、下記の「4月1日現在の行政区への加入世帯数」は、地域振興費算定上の行政区加入世帯数に相違ないことを宣誓します。

4月1日現在の行政区への加入世帯数	100 世帯
-------------------	---------------

別添「加入世帯一覧表」の総計を記入

1 交付申請額 **600.000** 円（上記世帯数×6,000円）

2 添付書類

行政区への加入世帯が確認できる一覧表（様式不問）

行政区加入世帯一覧表（写し）

3 請求書

記入例

行政区加入世帯一覧表（ 年度）

【行政区名： 愛南地区 】

交付申請書に添付（様式不問）

【組名： 愛南1組 】

No. 1

番号	世帯主氏名	番号	世帯主氏名
1	愛南 太郎	16	
2		⋮	
3		以下 結 ノ	
⋮			
以下 結 ノ			
15		30	

※ 4月1日現在で行政区に加入されている世帯の**世帯主の氏名**を記入してください。
 ※ 一覧表は組別で作成してください。

この一覧表は参考様式です。

記入例

概算請求の場合

地域振興費精算（概算）払請求書

(申請額 10 万円以上)

¥ 420,000

前回までの交付済額 ¥ 0

今回請求額 ¥ 420,000

交付申請額の70%以内とします。

上記のとおり請求します。

●年●月●日

愛南町長 **清水 雅文** 様

行政区名 **愛南地区**

代表者住所 **愛南町城辺甲 2420**

氏 名 **愛 南 太 郎**



個人の口座ではなく、行政区の口座です。

振込先金融機関	えひめ南農業協同組合		南宇和 支所
預金種別	普通	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
		1234567	アイナンチク 愛南地区

記入例

概算請求の場合

地域振興費精算（概算）払請求書

**（申請額 10 万円以下）
全額請求を行う場合**

¥ 90,000
 前回までの交付済額 ¥ 0
 今回請求額 ¥ 90,000

交付申請額の 100% を記入
（請求額、今回請求額は同額）

上記のとおり請求します。

●年●月●日

愛南町長 **清水 雅文** 様

行政区名 **愛南地区**

代表者住所 **愛南町城辺甲 2420**

氏 名 **愛 南 太 郎**



個人の口座ではなく、行政区の口座です。

振込先金融機関	えひめ南農業協同組合		南宇和 支所
預金種別	普通	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
		1234567	アイナンチク 愛南地区

記入例

●年●月●日

愛南町長 **清水 雅文** 様

行政区名 **愛南地区**

代表者住所 **愛南町城辺甲 2420**

氏 名 **愛 南 太 郎**



電話番号 **72-1211**

地域振興費実績報告書

愛南町地域振興費交付要綱第5条の規定により、次のとおり振興費の実績について報告します。

該当がない場合は、0を記入してください。

わが里づくり事業に要した経費	事業費総額 100,000 円 (うち補助金額 50,000 円)
----------------	--

1 使途の内訳

地区の総会で使用した決算書（写し）を添付

行政区決算書（写し）

2 請求書

記入例

精算請求の場合

地域振興費精算（概算）払請求書

¥ 180,000

概算払済額を記入

前回までの交付済額 ¥ 420,000

今回請求額 ¥ 180,000

上記のとおり請求します。

●年●月●日

愛南町長 **清水 雅文** 様

行政区名 **愛南地区**

代表者住所 **愛南町城辺甲 2420**

氏 名 **愛南 太郎**



振込先金融機関	えひめ南農業協同組合		南宇和 支所
預金種別	普通	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
		1234567	アイナンチク 愛南地区

質 疑 応 答

Q1 経費の用途を定めていないが、何に充当してもいいのか？

A 「区が、良好な地域社会の維持及び形成を行うために必要とする経費」に充当していただく事が前提ですが、その必要とする経費の基準を含めた用途については、各行政区の判断とします。ただし、次の3点については従来どおり充当できません。

- 1 宗教上の活動に関する経費
- 2 「わが里づくり事業」に要した経費
- 3 町から補助金を受けて実施した事業の補助金充当部分

Q2 集会所、防犯灯、原材料支給等の補助制度はそのまま残るのか？

A 補助制度は現行のままです。ただし、これらの補助制度を利用して実施した事業の補助金充当部分に対して地域振興費を充当することはできません。

Q3 繰越金の取り扱いはどうなるのか？

A 行政区の決算額（歳出）が地域振興費の申請額を上回っていれば、地域振興費は区に必要な経費に充当されたものとみなします。結果的に区の決算上繰越金が発生したとしても、それは地域振興費が繰り越されたのではなく、区の一般財源が繰り越されたものとして扱います。

Q4 申請額 10 万円以下の行政区が概算払で全額交付を受けた場合であっても実績報告書は提出しないとイケないのか？

A 概算払で全額交付している行政区も実績報告書の提出は必要です。その場合、行政区の決算額（歳出）が地域振興費の申請額を上回っていれば、精算請求書（様式第3号）の提出は不要です。

Q5 行政区の決算（歳出）額が地域振興費申請額を下回っていた場合は？

A 地域振興費の支払額と行政区の決算額との状況により、例1～3のとおり調整します。

【例1】 地域振興費申請額 500,000 円、概算払交付済額 350,000 円（7割）
実績報告の行政区決算額（歳出）が 450,000 円であった場合

申請額は 500,000 円ですが、行政区の決算（歳出）が 450,000 円のため、地域振興費の上限額は 450,000 円となります。

概算払で 350,000 円交付済であるため、精算払で減額調整します。

450,000 円（確定額）－ 350,000 円（概算払）＝ 100,000 円（精算払）

【例 2】 地域振興費申請額 500,000 円、概算払交付済額 350,000 円（7割）
実績報告の行政区決算額（歳出）が 300,000 円であった場合

申請額は 500,000 円ですが、行政区の決算（歳出）が 300,000 円のため、
地域振興費の上限額は 300,000 円となります。

この場合、既に概算払で 350,000 円交付済であり、精算払で調整できないため、
不足分は返還となります。

$300,000 \text{ 円（確定額）} - 350,000 \text{ 円（概算払）} = \Delta 50,000 \text{ 円}$

不足分 50,000 円を町に返還

【例 3】 地域振興費申請額 90,000 円、概算払で全額交付（10割）
実績報告の行政区決算額（歳出）が 85,000 円であった場合

申請額は 90,000 円ですが、行政区の決算（歳出）が 85,000 円のため、
地域振興費の上限額は 85,000 円となります。

この場合、既に概算払で全額交付済であるため、差額分は返還となります。

$85,000 \text{ 円（確定額）} - 90,000 \text{ 円（概算払）} = \Delta 5,000 \text{ 円}$

差額分 5,000 円を町に返還

※ 返還が生じる場合は、P 1 の「申請先・問合せ先」まで御連絡ください。

Q6 地域振興費の算定における「行政区加入世帯」の判断基準は？

A 補助対象は、各行政区に加入している世帯で、かつ、次の要件を全て満たすものとします。

① 区費を納めている世帯であること（地区の同意のある区費の免除世帯を含む）。

② 地区の活動に参加していること（地区の同意のある出役等の免除世帯を含む）。

ただし、区費無徴収の地区における加入世帯の扱いについては、地区活動に参加できる権利を有する世帯としております。

なお、区費及び出役等の免除基準については、生活保護世帯や高齢者世帯など、地区の同意のあるものとします（これは、地域振興費に限ったことであり、各地区の基準を定めるものではありません）。

【地域振興費算定上の行政区加入世帯としなかった例】

（行政協力員からの問合せ）

特定のマンションに居住する複数の世帯で、広報紙は配布しているが回覧は回していない。区費は徴収していないが、一部の世帯は一斉清掃や子供会等の行事に参加している。免除世帯として地域振興費算定上の世帯に加えてよいか。

（町の判断）

広報紙の配布や一部行事への参加はあるが、地区に加入しておらず、区費を徴収していないことから地区に加入しているとは考えられない。また、免除世帯でもない。

したがって、地域振興費算定上の加入世帯には含めない。